

しゅ わ げん ご り かい およ ふ きゅう なら
手話言語の理解及び普及並びに
 ゆた
豊かなコミュニケーションの
 そく しん かん じょう れい せい てい
促進に関する条例が制定されました



しょう ひと ひと
障がいのある人もない人も
 とも はな とも い
共に話そう 共に生きよう



てん じ
点字

コミュニケーションボード

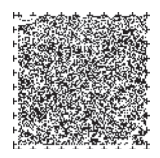
どうしましたか?
 What's wrong with you?
 早突當 도와드일까요? / 怎么了?

 いたい Have a pain 아픔다 / 疼痛	 熱がある Have a fever 열이 있다 / 発熱	 くるしい I feel something Pressing 뭔이 괴롭다 / 痛楚
---	---	---



しよくしゅわ
触手話

れい わ がん ねん がつ い ず み し
令和元年7月 和泉市





この条例には、2つの目的があるんだ。
 1つは、手話は言語であることを知ってもらい、広めていくこと。
 もう1つは、障がい特性によって、様々なコミュニケーションがあることを知ってもらい、
みんながコミュニケーションをとりやすいまちを目指すことなんだ。

障がいのありなし、コミュニケーション手段にかかわらず、**共に生きるまち**を目指すための条例なのね。
 そのためには、まずは、コミュニケーション手段のことを知ることが大切ね。



障がい特性に応じた様々なコミュニケーション手段とは？

- 手話** 手話は、手や指、体の動き、表情を使って視覚的に表す言語。
- 要約筆記** 話している内容を要約し、文字として伝えるもの。
- 触手話** 盲ろう者のコミュニケーションの1つであり、話し手が手話を表し、盲ろう者がその手に触れて伝える方法。
- 点字** 指先の触覚により読み取る視覚障がい者用の文字。6つの点の組み合わせにより表示。
- 音訳** 文字や図表などの情報を音声化すること。聴覚以外の方法により情報取得が困難な人への情報保障の1つ。
- 平易な表現** 難しい表現・表示ではなく、簡単なわかりやすい表現・表示を行うこと。

コミュニケーションボード 話したいこと・伝えたいことを絵や図などにしたボード（紙などを含む）により意思を伝える方法。
重度障がい者用意思伝達装置 補装具の1つであり、発声や発語、書くことなどが困難な人のわずかな動作により意思を伝えるための福祉機器。

いろいろなコミュニケーション手段があるのね。でも、障がいのある人は、普段どういったことで困っているのかな？
 また、私たちは、そんなときにどうしたらいいの？



コミュニケーション場面での困りごと

障がいによって、コミュニケーション場面での困りごとは様々です。
 たとえば、

- 外見では気づいてもらえない
- 周囲の状況が分かりにくい
- 難しい言葉やあいまいな言葉が分かりにくい
- 音声や視覚による情報の取得が難しい
- 正しく伝わらない、伝わりにくい
- うまく自分の思いを言葉で伝えることが難しい

私たちにできること

大切なことは、その人に伝えようとする気持ちです。そして、その人に合った伝え方を心がけることです。例えば、

- 聴覚障がいのある人への配慮** 音声によるコミュニケーションが難しいため、筆談で会話を行う。
- 視覚障がいのある人への配慮** レストランなどで、メニューが見えないため、メニューを読み上げたり、点字のメニューを用意する。
- 知的障がいのある人への配慮** 難しい表現を避けて、「はい」「いいえ」で答えられるよう簡単な表現に工夫する。自分の言葉で意思を出しにくいいため、絵や図を使って、分かりやすく説明し、思いを聞く。

障がいの理解や
 そのコミュニケーションをとりやすい
 まちを目指すには、まず一人ひとりが考え、
 また、みんなの意見を出し合っ
 ていくことが必要です。



和泉市では、これから条例に関する次の4点に関する施策を実施するために

皆さまのご意見・ご提案を募集します。

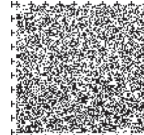
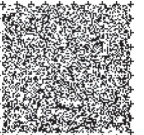
- ①手話への理解の促進及び普及
- ②環境の整備
- ③情報の提供及び取得
- ④意思疎通の支援

QRコードからメールへ

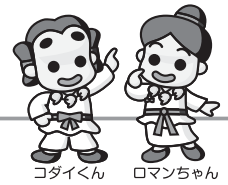


ご意見・ご提案は、郵送、FAX又はメールにてお願いします。

〒594-8501 和泉市役所 生きがい健康部障がい福祉課 あて
 FAX: 0725-44-0111 E-MAIL: shoufukuiken@city.osaka-izumi.lg.jp



条例概要



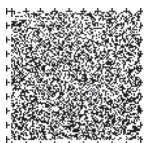
1 前文

①手話の概念、②「手話は言語」と定義づけ、③手話・ろう者の歴史、④障がい特性に応じたコミュニケーション手段の選択、⑤障がいの有無にかかわらず、全ての人が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生できるまちづくりを記載

2 条文

	規定内容
第1条 目的	①手話は言語であることへの理解促進と普及を図る。 ②障がい特性に応じた様々なコミュニケーション手段を利用しやすい環境の整備を図る。 ③障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現を目指す。
第2条 定義	①手話への理解の促進及び普及 ②手話等コミュニケーション手段
第3条 基本理念	①手話が独自の言語であることを基本として、手話の理解促進と普及を行う。 ②障がいの有無にかかわらず、全ての人が相互の違いを理解し、人格と個性を尊重することを基本として、様々なコミュニケーション手段を利用しやすい環境の整備を行う。
第4条 市の責務	基本理念に基づいて、手話への理解の促進及び普及並びに手話等コミュニケーション手段を利用しやすい環境の整備について、施策を実施する。
第5条 市民の役割	基本理念の理解、市の施策への協力
第6条 事業者の役割	①合理的配慮の提供 ②基本理念の理解、市の施策への協力
第7条 施策の推進方針	市は、施策を推進するための方針を策定する。 ・手話への理解の促進及び普及 ・手話等コミュニケーション手段を利用しやすい環境の整備 ・手話等コミュニケーション手段による情報の提供及び取得 ・手話等コミュニケーション手段による意思疎通の支援
第8条 意見の聴取	市は、施策の推進方針の策定等を行うときは、和泉市障がい者施策推進協議会の意見を聴く。また、必要に応じて、関係者の意見を聴く。
第9条 財政上の措置	市による財政上の措置

※条例の全文は、和泉市のホームページに掲載しています。



発行 和泉市生きがい健康部 障がい福祉課

大阪府和泉市府中町二丁目7番5号

TEL:0725-99-8133 FAX:0725-44-0111

※このリーフレットの点訳もあります。必要な人は障がい福祉課までご連絡ください。

●この印刷物は73,600部作成し、一部あたりの単価は4.53円です。